

第9回 輸出入申告データを活用した共同研究 に関する有識者会議

財務省

令和6（2024年）年1月18日

検討事項

1. (第3期) 共同研究の選定にあたっての審査

2. 個票データ等の利用期間の延長について

3. ガイドライン・利用規約等の改正について

等

1. (第3期) 共同研究の選定にあたっての審査

(第3期) 公募を行う研究テーマ

○公募にあたっては、国際貿易に関する研究分野と、その他マクロ経済及び国際金融等に関する研究分野の2つの区分を設ける。

【公表形式】

○募集テーマ

- ① 国際貿易に関する研究（関税及び企業行動に関する分析を含む）
 - ② その他マクロ経済及び国際金融等に関する研究
- ※ ①・②合計で2件程度

○共同研究の選定・実施手続き

申請いただいた研究計画については、ガイドライン記載の審査基準を満たすことを確認したうえで、「輸出入申告データを活用した共同研究に関する有識者会議」の意見を踏まえ、財務省において、第3期の共同研究期間（令和6年3月から2年間を想定）に実施する共同研究を決定し、結果を書面にて代表者に通知いたします。

2. 個票データ等の利用期間の延長について

既採択研究における申出内容の変更

変更の概要

第1期共同研究の神事教授および清水教授の両研究チームより、個票データ等の利用期間の延長について届出があったところ、ガイドラインの規定に則り、有識者会議での審査が必要となるため、ご意見を賜るものである。

※ガイドライン抜粋

第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

3 利用期間の延長

代表者になっている申出者がやむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、財務省は、**最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。**(略)

(1) 記載事項変更依頼申出書の提出

代表者になっている申出者は延長を希望する場合、原則として**利用期間終了の2か月前までに**、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した**記載事項変更依頼申出書を財務省に提出する**ものとする。(略)

(2) 延長の申出の審査基準

記載事項変更依頼申出書が提出された場合、財務省は次の審査基準により審査を行い、延長の諾否について決定する。

- ① 延長することが**やむを得ないと判断される合理的な理由が示されている**こと。
- ② 利用目的、利用者の範囲等の**利用期間以外の変更が一切なされていない**こと。
- ③ **延長期間が1年以内**であり、延長理由から判断して、**必要な最小限の期間**であること。
- ④ 延長を希望する個票データ等の利用期間について、**初回の延長申出**であること。

(3) 諾否の通知

財務省は、代表者になっている申出者に対して、文書により延長申出の諾否について通知する。

3. ガイドライン・利用規約等の改正について

ガイドライン・利用規約等の改正について

■ 主な改正点

● 第9「利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合」の項目追加

データの利用開始後に、利用するデータ期間又はデータ項目の追加又は変更を行う際の手続が明示されていなかったことから、申出書に利用するデータ期間及びデータ項目を記載した上で、これらの追加又は変更を希望する場合には、記載事項変更依頼申出書による手続によることとし、ガイドライン上もこの旨を明記する。

【改正後】 ※以下の項を新設

「ガイドライン 第9「利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合」」

3 利用するデータ期間又はデータ項目の追加又は変更

代表者になっている申出者が研究計画の遂行のために、利用するデータ期間又はデータ項目の追加又は変更を希望する場合、追加又は変更が必要な理由等を記載した記載事項変更依頼申出書により申出手続を行う。なお、財務省は、1(2)の規定に準じて、記載された理由等が研究計画と整合的であるか審査を行い、追加又は変更の諾否について決定する。

ガイドライン・利用規約等の改正について

■ その他の改正点

● ガイドライン

- 第5の6(1)⑥について、利用するデータ期間を申出書の記載事項となるように修正

● 個票データ等の利用規約

- ガイドラインの改正に伴う修正（第7条第2項）

● 個票データ等の利用に関する申出書

- ガイドラインの改正に伴う修正（項目③）

※その他体裁等の軽微な変更については記載を省略